

## 第22期第18回檜山海区漁業調整委員会 記録

### 1 開催の日時及び場所

日 時 令和5年12月11日 14時  
場 所 江差町 檜山振興局 3階 301号会議室

### 2 出席委員氏名

工藤 幸博、花田 英一、厂原 勝彦、田畑 明、加藤 元、水野 諭、  
久貴谷 英二、田中 義人、松崎 敏文、石橋 満、辻 裕樹、工藤 智司  
(欠席委員氏名：成田 直彦、市山 智敏、齊藤 誠)

### 3 臨席者氏名

檜山振興局産業振興部水産課 佐々木課長、村山漁業管理係長、土門技師

### 4 事務局氏名

日光事務局長、駒形主事

### 5 議事事項

議案第1号 ひらめを目的として生き餌を使用して操業するはえなわ漁業及び一本釣り漁業に係る委員会指示について  
議案第2号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について  
(答申)  
議案第3号 特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について (答申)

### 6 報告事項

(1) 令和5管理年度知事管理漁獲可能量の一部変更について

### 7 議事の顛末

日光局長： ただ今より、第22期第18回檜山海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会にあたりまして、工藤会長からご挨拶申し上げます。

工藤会長： (略)

日光局長： 本日の委員会にご臨席いただいている来賓をご紹介します。  
檜山振興局水産課の佐々木課長、村山漁業管理係長、土門技師です。  
この後は、工藤会長に会議を進行していただきます。

日光局長： 会長から出席人員の報告をお願いします。

工藤会長： 人員報告をいたします。

本日の出席委員は、委員定数15名中12名の出席で規定数を満たしているため、委員会は成立いたします。

日光局長： 続いて、議事録署名委員の選出をお願いします。

工藤会長： 議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条により、私から指名させていただきます。

本日の議事録署名委員は、辻委員と工藤智司委員をお願いします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号の「ひらめを目的として生き餌を使用して操業するはえなわ漁業及び一本釣り漁業に係る委員会指示について」を上程します。

事務局から説明させます。

日光局長： 議案第1号について、ご説明します。

この委員会指示は、ひらめを目的とした生き餌を使用するはえなわ漁業や一本釣り漁業の漁獲圧力が高いことを踏まえ、禁止期間の設定や操業区域を制限することにより、ひらめ資源を保護することを目的として、昭和47年から毎年発動している委員会指示です。

資料1-1をご覧ください。

こちらは、ひやま漁業協同組合から当委員会あて提出された令和6年の委員会指示発動の要請書です。

次に、資料1-2をご覧ください。

こちらは、「委員会指示本文(案)」に係る新旧対照表です。

指示期間を令和5年から令和6年に変更している以外変更点はございません。

なお、本日の委員会におきましてご了承頂けましたら、本日付けで委員会指示を発動したいと考えております。

本年も、ひやま漁業協同組合からの要請を踏まえ、委員会指示を発動したいと考えておりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

工藤会長： 議案の説明が終わりました。これより審議に入ります。

ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 議案第1号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同： 異議ありません。

工藤会長： それでは、そのように決定します。

次に、議案第2号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」を上程します。

事務局から説明させます。

日光局長： 議案第2号について、ご説明します。

本議案は、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、制限措置の内容及び申請すべき期間等について、当委員会の意見を求めるものです。

資料2-1は、知事からの諮問文です。

一番最後の資料2-2をご覧ください。

今般の諮問は、漁業を営む者の資格が、後志総合振興局管内と宗谷総合振興局管内に関するものであり、直接、当海区と関連するものではありませんが、当海区と関連する「檜山海域」が、同一の取扱いで扱われていることから、当委員会の意見が求められております。

それでは、内容についてご説明します。

諮問文の次の資料、資料1と右肩に記載しておりますA3横の資料にお戻り下さい。

対象漁業は、すけとうだら固定式刺し網漁業（日本海海域）です。

操業区域は、石狩湾海域、雄冬・天売海域等のほか、各共同漁業権漁場区域となっています。

漁業時期、許可または起業の認可をすべき船舶等の数、船舶の総トン数につきましては、各操業区域ごとに、資料1記載のとおりとなっています。

漁業を営む者の資格は、先ほども申しあげましたとおり、後志総合振興局管内に住所を有する者と天塩郡幌延町を除く宗谷総合振興局管内に住所を有する者となっています。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和6年2月1日から同年3月1日までとなっています。

備考欄に記載されております許可の期間や漁具の制限内容等につきましては、後ほどお目通し願います。

次に、資料2と右肩に記載しておりますA3横の資料をご覧ください。

こちらは、すけとうだらはえ縄漁業（日本海海域）です。

漁業を営む者の資格に関しては、後志総合振興局管内に住所を有する者です。

操業区域は、南後志海域、日本海北部海域、雄冬・天売海域、武蔵堆海域、利礼海域となっています。

漁業時期、許可または起業の認可をすべき船舶等の数、船舶の総トン数につきましては、各操業区域ごとに、資料2記載のとおりとなっています。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和6年2月1日から同年3月1日までとなっています。

許可の期間や漁具の制限内容等につきましては、備考欄に記載のとおりです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

工藤会長： 議案の説明が終わりました。これより審議に入ります。  
ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 議案第2号の内容について、異議のない旨、知事に答申してよろしいですか。

委員一同： 異議ありません。

工藤会長： それでは、そのように決定します。  
次に、議案第3号の「特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」を上程します。  
事務局から説明させます。

日光局長： 議案第3号について、ご説明します。

本議案は、漁業法第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量を定めるにあたり、同条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くもので、対象は、令和6年1月から12月までを管理期間とする「さんま」、「まあじ」、「まいわし太平洋系群」の3種です。

加えて、令和6管理年度の「さんま」及び「まいわし太平洋系群」に係る国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更の取扱いについて、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものです。

資料3-1は、知事からの諮問文です。

それでは、魚種ごとに説明します。資料1-5をご覧ください。

まず、「さんま」ですが、さんまは、国際交渉により我が国の漁獲可能量が定められています。

令和5年3月のNPFC年次会合でさんまの保存管理措置が変更され、およそ25%の削減措置が合意されました。これにより、令和5管理年度における国全体の漁獲可能量が削減されたため、本道に関しても、当初配分6,300トンから、4,800トンに削減されました。

令和6管理年度についても同様の管理措置となるため、配分量は、4,800トンとなっております。

次に、「まあじ」ですが、国から示された数量が「現行水準」であるため、漁業種類等を区分せず管理することとし、令和5管理年度同様、配分は「現行水準」となっております。

最後に、「まいわし太平洋系群」ですが、我が国全体の漁獲可能量は、令和5管理年度の922,000トンから、令和6管理年度は971,000トンに増加したのですが、北海道の配分は、38,600トンから32,800トンへ削減されています。

これは、令和6管理年度から、配分の基礎となる漁獲シェアが更新され、基準となる令和2年から令和4年までの北海道における漁獲実績の日本全体に占める割合が低下したことに伴うものです。

なお、それぞれの魚種ごとの、道内知事管理区分への配分の詳細な考

日光局長： え方につきましては、後ほど資料をお目通し願います。

続きまして、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更の取扱いについてですが、漁獲可能量の変更の際には、漁業法第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりますが、操業に影響が出ないよう配分の迅速性を確保するため、予め行政庁の恣意性のない機械的な追加配分の方法を定めることにより、事後報告とされてきました。

今後の取扱いですが、さんまの国の留保からの追加配分及び融通については、全量を北海道さんま漁業から加除することとされており、知事の裁量の余地のない機械的な変更であること、また、まいわし太平洋系群の国の留保からの追加配分及び融通についても、全量を北海道漁獲可能量へ配分するという知事の裁量の余地のない機械的な変更とすることから、引き続き、海区委員会には事後報告で対応させていただきたいとの北海道からの要望であります。

以上で、説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

工藤会長： 議案の説明が終わりました。これより審議に入ります。  
ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 議案第3号の内容について、異議のない旨、知事に答申してよろしいですか。

委員一同： 異議ありません。

工藤会長： それでは、そのように決定します。  
次に、報告事項(1)「令和5管理年度知事管理漁獲可能量の一部変更について」事務局から説明させます。

駒形主事： 報告事項(1)について説明します。

本件につきましては、国の留保分からの追加配分や北海道資源管理方針に基づく機械的な配分等につきましては、操業に影響がでないよう配分の迅速性を確保するため、事後報告とさせていただいているところですが、さんまに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更がなされましたので、ご報告いたします。

資料4-1をご覧願います。

北海道の漁獲可能量4,800トン、うち北海道さんま漁業に対し、4,600トン配分されていたものが、それぞれ、10,713トン、10,513トンに変更されています。

これは、国の留保からの追加配分を、全量北海道さんま漁業に追加したことに伴う変更でございます。以上です。

工藤会長： ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 以上で本日の委員会の議事は終了です。  
ご意見などが無ければこれで閉会したいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同： （意見等なし）

工藤会長： それでは事務局から、次回の開催予定について、報告願います。

日光局長： 次回の委員会は、少し間が空きまして、3月中旬を予定しております。  
よろしく申し上げます。

工藤会長： 本日の委員会は、これをもちまして終了します。